

八尾市「キャッシュレスポイント還元事業」委託業務公募型プロポーザル実施要領

1 事業の目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響等で低迷が懸念される市内消費を喚起し、地域の活性化を図るとともに、「新しい生活様式」を実践するキャッシュレス決済の普及促進を目的として実施する。業務の実施に当たっては、事業内容を十分に理解したうえで、多岐にわたる業務を迅速かつ正確に実施する必要がある。このため、業務全般に関する豊富な知識と実績を有する複数の事業者提案を求め、総合的に比較衡量したうえで、最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 提案に係る業務内容等

(1) 業務名

八尾市「キャッシュレスポイント還元事業」委託業務

(2) 業務内容

別添 八尾市「キャッシュレスポイント還元事業」委託業務仕様書のとおり

(3) 業務委託期間

委託契約締結の日から令和4年3月10日まで

(4) 事業費上限額

八尾市「キャッシュレスポイント還元事業」 金 447,000,000 円

ただし、ポイント付与原資については、405,000,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）以上とする。

※事務費は、事業費上限額からポイント付与原資を除いた額の範囲内とし、消費税等、本業務に係る一切の費用を含む。市は契約金額以外の費用を負担しない。

3 応募資格

下記の（1）から（8）までのすべての項目を満たしている者です。

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 参加申請書の提出時点で、会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく申立てがなされていない者であること。
- (4) 公告日から審査日までの間に、本市からの入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号）第98条の規定に該当する次の者であること。
 - ア 引き続いて2年以上その営業を行っていること。
 - イ 法人税又は所得税を滞納していないこと。
 - ウ 市町村民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 大阪府下市町村に居住する従業員がいる場合、個人住民税の特別徴収を実施していること。
- (8) 八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

スケジュール

No.	内 容	期限等
1	実施要領、仕様書等公表	令和3年7月8日～7月26日
2	実施要領、仕様書等に関する質問受付	令和3年7月8日～7月15日
3	実施要領、仕様書等に関する質問の回答	令和3年7月20日まで
4	プロポーザル参加申請書等の提出	令和3年7月8日～7月21日
5	企画提案書等の提出	令和3年7月8日～7月26日
6	プレゼンテーション実施要請通知	令和3年7月30日
7	受託候補者選定委員会開催 (プレゼンテーション審査)	令和3年8月4日～10日(予定)
8	公募型プロポーザル受託者選定結果を通知	令和3年8月中旬
9	契約の締結	令和3年8月中旬

5 プロポーザル参加に際しての注意事項

(1) 失格または無効事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効となります。

- ア 応募資格を満たしていないと認められた場合
- イ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ウ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- エ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- オ 受注予定者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合
- カ その他あらかじめ指示した事項に違反した場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(2) 複数提案の禁止

複数の企画提案書の提出はできません。

(3) 返却

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。なお、提出書類は本件に係る受託候補者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて提案者の負担とします。

(5) その他

提案者は参加申請書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなします。

6 プロポーザル参加申請書等の提出

当業務に応募される事業者は参加申請書（様式1）、事業者概要（様式2）、納税証明書（写し可）、市民税・府民税特別徴収額の決定通知書（写し可）、履歴事項全部証明書（写し可）、印鑑証明書（写し可）及び誓約書（様式10）を各1部、下記の期日までに持参又は郵送で提出してください。なお、郵送の場合、到着確認ができる形式で提出してください。

(1) 提出期限 令和3年7月21日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出時間 午前9時から午後5時まで

※ただし、受付は日曜日、土曜日及び正午から午後1時を除きます。

(3) 提出書類 ①参加申請書（様式1）

②事業者概要（様式2）

③法人税・消費税及び地方消費税、市町村民税、固定資産税及び都市計画税についての直近の納税証明書

④市民税・府民税特別徴収税額の決定通知書又は直近の特別徴収に係る領収書等

⑤履歴事項全部証明書（発行後6か月以内のもの）

⑥印鑑証明書（発行後6か月以内のもの）

⑦誓約書（様式10）

*ただし、令和3年度八尾市物品の買入れ等に係る競争入札参加資格審査登録をされている場合は上記③～⑥の提出書類を省略できます。

(4) 提出先 〒581-0006

大阪府八尾市清水町一丁目1番6号 八尾商工会議所会館内

八尾市魅力創造部 産業政策課 地域企業支援係

TEL : 072-924-9356(直通)

7 参加申請書提出後の辞退について

参加申請書提出後、辞退する場合は、「参加辞退届」（様式9）を記入し、上記同様、持参か郵送で提出すること。

なお、参加辞退届提出後はいかなる理由があっても、本プロポーザルへの再参加は認めません。

8 企画提案書等の配付及び提出について

企画提案書は下記、様式3～7とし、正本1部、副本6部（計7部）を持参又は郵送で提出してください。※副本には記名せず、事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行ってください。なお、郵送の場合、到着確認ができる形式で提出してください。

(1) 提出書類 ①企画提案書（様式3）

②類似業務実績（様式4）

③業務執行体制・スケジュール（様式5-1、5-2）

⑤提案内容（様式6-1、6-2、6-3、6-4）

⑥経費見積価格（様式7）

(2) 受付期間 令和3年7月8日（木）から同年7月26日（月）午後5時まで（必着）

(3) 受付時間 午前9時から午後5時まで

*ただし、受付は日曜日、土曜日、国民の祝日（7月22日（木）、7月23日（金））及び正午から

午後1時を除きます。

(4) 配付・提出先 〒581-0006

大阪府八尾市清水町一丁目1番6号 八尾商工会議所会館内
八尾市 魅力創造部 産業政策課 地域企業支援係
TEL : 072-924-9356 (直通)

9 提案様式の記載上の留意事項

- ア. 提案書類は、A4縦左綴じの印刷物で、片面換算で30頁以内（表紙、目次用語集、別紙、参考資料等含む）とする。ただし、必要に応じてA4横、A3縦横でも差し支えないが、A3版がある場合は、該当頁を2頁相当分として数えます。
- イ. 提出書類の記載に当たっては、簡潔明瞭に記載するとともに、必要に応じて図表を活用するなど、専門知識を有しない者でも理解できるように分かりやすい表現、内容とすること。また、様式3～7については、任意様式を可とする。ただし、記入項目の変更は不可。
- ウ. 提出書類提出後の修正、差し替え又は再提出は認められません。
- エ. 提出書類に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- オ. 当該事業の申請にかかる事前説明会は開催しません。

10 提案に関する質問等

(1) 受付期間

令和3年7月8日（木）午前9時から同年7月15日（木）午後5時まで

(2) 質問方法

質問は質問書（様式8）を使用し、以下のメールアドレスに電子メールにて行うこと。

※件名は、「キャッシュレスポイント還元事業」とし、本文の頭書には「事業者名、担当者名、電話番号」を明記してください。

※電子メール送信後、到着確認の電話連絡を行うこと。

E-mail : sangyou1@city.yao.osaka.jp

(3) 回答

本市ホームページ上に回答を掲載します。

11 選定方法

プレゼンテーション参加者から受託候補者を選定します。

(1) プレゼンテーション

①日程・場所

日 程 令和3年8月4日（水）から8月10日（火）までのいずれか（予定）

場 所 八尾市立中小企業サポートセンター 3階 多目的室

※ プレゼンテーションの開始日時は参加申請者によって異なるため、詳細は、別途電子メールで通知します。

②提案説明内容等

- ア. 提案様式に基づく提案内容の説明を行うものとします。なお、プレゼンテーション実施にあたり、スクリーン及びプロジェクター「EB-W05 EPSON」については準備しますが、その他必要な機材（パソコン等）については持参してください
- イ. 提案説明は1者あたり30分程度とし、内訳として説明20分以内、質疑応答10分程度とします。
- ウ. 参加者は2名までとします。

12 審査項目及び評価内容

別紙 八尾市「キャッシュレスポイント還元事業」受託候補者選定基準のとおり

13 審査結果

審査結果は、令和3年8月中旬にプレゼンテーション参加者全員に郵送で通知するとともに本市のホームページで公表します。なお、審査内容、結果についての異議は認めません。

14 契約の締結

受託候補者と本市が協議し、委託業務に係る仕様を確認したうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、受託候補者と本市との協議により最終的に決定します。

15 契約保証金

契約保証金は契約金額の5/100以上とします（ただし、利子は付しません）。なお、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除することができます。

- (1) 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。
- (2) 過去2年間に国または、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行したとき。

16 問合せ先

〒581-0006 大阪府八尾市清水町一丁目1番6号 八尾商工会議所会館内

八尾市魅力創造部産業政策課地域企業支援係

担当：藤原、村田

TEL : 072-924-9356 (直通) FAX : 072-924-0180

E-mail : sangyou1@city.yao.osaka.jp